

提案地方公共団体 提出資料

通番	ヒアリング事項	資料提出 団体	ページ
32	地方創生関係の計画の整理・合理化	岡山市	1
		兵庫県	5
		岡山県	19
		徳島県	27
		京都市	
34	中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に係る権限の移譲	関西広域連合	39
28	土地改良法に基づき市町村が定める応急工事計画に係る議会議決を不要とする見直し	那須塩原市	51
21	農業委員会委員の過半数を認定農業者等とする法定要件の緩和	安城市	62
22	農地の一時転用における許可不要な場合の追加等の見直し	紫波町	73
		長野県	81
27	農村地域産業等導入基本計画の廃止等	鳥取県	90
33	地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等の一体的な策定	愛媛県	97

令和3年 地方分権改革提案

地方版総合戦略における数値目標やKPIの設定の不要化



令和3年7月14日

岡山市

現状と問題意識

○ 地方創生推進交付金に関する計画等の統廃合

現在、地方創生推進交付金を申請するには以下の3つの計画等を策定する必要があるが、
の地方版総合戦略については総合計画との重複が目立ち、 の地域再生計画については
その大部分が 事業実施計画からの転記である

地方版総合戦略（まち・ひと・しごと創生法）	総合計画 の策定で十分ではないか？
地域再生計画（地域再生法）	事業実施計画で十分ではないか？
事業実施計画（地方創生推進交付金制度要綱）	

総合計画：地方自治体が総合的かつ計画的な行政運営を行っていくための基本となる計画

【参考】

○まち・ひと・しごと創生法（第10条）
「市総合戦略」を定めるよう努めなければならない

○地域再生法（第5条・第13条）
国は「市総合戦略で定めた事業」が記載された「地域再生計画」が策定された場合、地方創生推進交付金を交付することができる

○地方創生推進交付金制度要綱
交付金の交付を受ける場合、地域再生計画の認定の申請のほか、実施計画を作成し、内閣総理大臣に提出するものとする

「地域再生計画」は、ほとんどの項目について、実施計画からの転記で足りるように調整している

具体的な提案内容

地方版総合戦略において、数値目標やKPIの設定を求めないよう「地方版総合戦略策定・効果検証のための手引き」の改訂を行う

「まち・ひと・しごと創生法」で市町村総合戦略を規定

- ・同法第10条で、目標や講ずべき施策に関する基本的方向を定めるよう努めなければならないとされている



重要業績評価指標（KPI）を記載することまでは法定されていない

- ・地方版総合戦略策定・効果検証のための手引き「4」「6」でKPIの設定を求めている

数値目標やKPIの設定を求めないよう、手引きを改訂」することを提案する

具体的な支障事例と制度改正の効果

- ・ 新たな計画の策定には、当然、一定の事務負担が発生
（本市では、第2期総合戦略として約50ページの計画を策定）
- ・ 総合計画においても、総合戦略と同様の人口減少克服、地方創生を目的とした内容を含んでいる。



類似の計画を策定することの過重な事務負担

改正することで

総合計画において「人口減少克服・地方創生という目的が明確であれば、数値目標やKPIが記載されていなくても「総合計画」を「地方版総合戦略」とみなすことで、類似の計画を作成する事務負担が解消される



地方創生推進交付金/地方創生拠点整備交付金の 交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化

令和3年7月14日
兵 庫 県

地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金

地方創生推進交付金/拠点整備交付金は、地域再生法に基づき、地方版総合戦略に定められた自主的・主体的で先導的な事業を記載して作成した地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てることとなっている。

地方公共団体が地方創生推進交付金の交付申請を行うに当たっては、以下の手続が必要となる。

地方版総合戦略の作成[まち・ひと・しごと創生法第9条、10条]

地域再生計画の認定[地域再生法第5条]

実施計画(推進交付金)/施設整備計画(拠点整備交付金)の作成[交付金制度要綱第4・第5]

まち・ひと・しごと創生法

第九条 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

第十条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金

地域再生法

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「**地域再生計画**」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

地方創生推進交付金制度要綱

第4 地域再生計画

1 **地域再生計画の認定**の申請

1) 交付金の交付を受けようとする法第5条第1項に規定する地方公共団体（法第5条第4項第1号口の事業にあっては、交付金の交付を受けた都道府県が交付する間接補助を受けて事業を実施しようとする市町村を含む。以下同じ。）は、法第5条第4項第1号に規定する事業（交付金を充てて行うものに限る。）に関する事項を記載した同条第1項の**地域再生計画**（以下「**地域再生計画**」という。）を作成（当該事項の追加に伴う変更を含む。）し、内閣府が定める時期に、内閣総理大臣に、その認定のため申請するものとする。

第5 法第5条第4項第1号イの事業に関する**実施計画の作成**及び提出等

1 実施計画の作成及び提出

法第5条第4項第1号イの事業に関する交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、第4に掲げる**地域再生計画の認定の申請**のほか、別に定めるところにより**実施計画**を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

地方創生拠点整備交付金も同様（**地域再生計画の認定、施設整備計画の作成**）

生じている支障の内容

複数の計画策定と内容重複

ひとつの交付金の申請に3つの計画を作成する必要があり、それぞれの計画に重複する部分がある。特に、地域再生計画と交付金実施計画は転記()で作成する部分が多い。

これまでの地方からの要請を踏まえ、地域再生計画は交付金実施計画からの転記で作成可能とする等、業務の効率化に配慮いただいているところであるが、転記で対応可能な計画の作成には更なる簡素化の余地がある。

なお、地方創生拠点整備交付金に係る施設整備計画からの転記ツールはない。

地域再生計画・実施計画の内容が細かく、記載が煩雑

個別契約単位での記載が必要など、内容が細かく記載が煩雑であり、変更手続()が生じやすく、地方の柔軟な交付金執行に支障がある。

事業内容に変更が生じた場合には、双方の変更申請手続きが必要。また、変更申請手続きが不要な軽微な変更においても、それぞれ国への報告が必要で事務が繁雑。

令和2年度 [実施計画] 変更申請1件、随時変更申請3件、軽微変更申請1件
変更件数 [地域再生計画] 軽微変更申請3件

地域再生計画の認定を申請したにも係わらず、別途申請していた交付金実施計画が不採択となった場合、地域再生計画の認定申請の取り消しが必要。

事業ごとに地域再生計画・実施計画を作成

交付金としては一本で交付決定を受けるにもかかわらず、事業あたりの交付上限額()が設定されていること等により、事業ごとに地域再生計画・実施計画の作成が必要となる。

都道府県の場合、交付上限額：先駆3.0億円・横展開1.0億円 申請上限件数：9事業

【具体例】計画の内容が細かい 交付金実施計画

(次代の農林水産業を担うひょうご人材育成プロジェクトの例)

各計画に個別の契約単位まで充当事業を特定して記載する必要がある。

【経費内訳の標準的な記載例】

・実施計画を構成する要素事業ごとにその内訳及び金額を記載する。

・各要素事業の内訳の記載レベルは契約や経費の種類等をベースに記載する。 など

交付金対象事業におけるソフト事業経費内訳	交付金対象事業におけるハード事業経費内訳
事業の性質や対象などを踏まえ、適切に設定	
1. 観光PR事業 ●●千円(構成される契約の合算) (1) ●●物産店出店費用 ●●千円 (2) HP制作費 ●●千円 ※必要に応じて補足説明を記載する。	4. 新商品開発支援事業 ●●千円 (1) 新商品梱包機器の購入 ●●千円 地方公共団体による契約や経費の種類をベースに記載
2. 観光有識者協議会運営事業 ●●千円 (1) 観光に関する有識者招聘費用(旅費) ●●千円 (2) 協議会開催会場借り上げ費用 ●●千円	ハード事業経費の必要性(ソフト事業との関係性、KPI向上に資する理由等を具体的に記載)
3. 地元品を利用した新商品開発事業 ●●千円 (1) 新商品の開発に係る専門家の招聘費用 ●●千円 (2) マーケティング調査委託費 ●●千円	ハード事業がソフト事業とどのように連携し、KPIの向上に資するの理由を記載

R2.12.22内閣府地方創生推進事務局事務連絡より抜粋
 (令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(別添10))

支障の内容

- ・計画作成の負担が大きい(複数年事業の場合、後年度の金額も要記載)。
- ・計画変更手続きが生じやすい。
- ・交付金の性格に反し、地方の裁量的な事業実施を阻害するおそれ。

【実施計画(抜粋)】

1 農業人材の確保・育成

(1) 新規就業者確保育成加速化推進費

- ・ひょうごde就農サポート出張相談会、説明会、就農ツアー受入地との調整及び初年度実施に要する費用 2,214千円
- ・ひょうごの農トライアルのための研修受入農業経営者の選定、研修生募集及びマッチングのうえ研修の試験的实施に要する費用 15,683千円(実施主体:(一社)農業会議 補助)

(2) 新規就農駅前講座に係る農業の一般的知識、土づくり等基礎技術の講義に要する費用 1,360千円(実施主体:(公社)兵庫みどり公社 補助)

(3) 企業の農業分野参入推進費用

- ・参入定着支援(生産技術、経営ノウハウ習得、新商品開発、販路開拓等) 3,000千円
- ・経営力向上支援(新品目試験栽培、栽培指導者育成、営農モデル開発等) 1,500千円(事業主体:企業 補助)

(4) 集落営農組織育成総合対策費

- ・後継者育成を図る集落営農組織のリストアップ、研修会の初年度実施費用 2,160千円(事業主体:(一社)兵庫県農業会議 補助)

(5) 新規就農者等の初期投資軽減

- ・JA、市町等に対し、新規就農者等に対する園芸施設等のリース経費補助 84,083千円(実施主体:JA、市町等 補助)
 (リース利用者:新規就農者、農業法人、定年帰農者等)

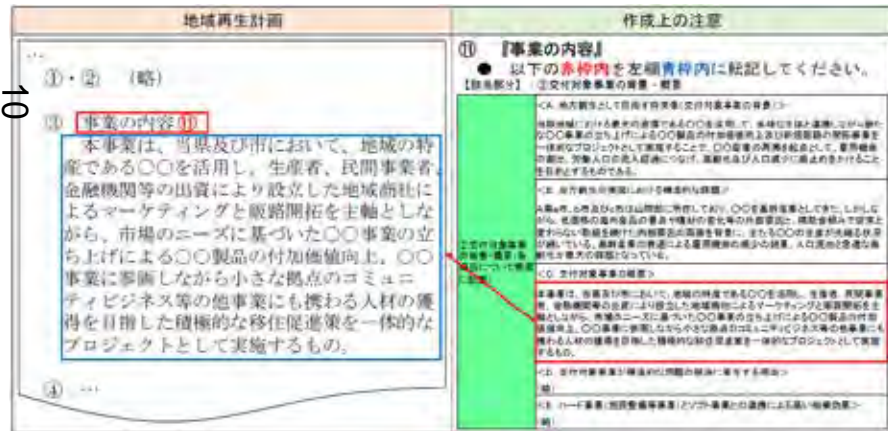
【具体例】内容の重複 地域再生計画

(次代の農林水産業を担うひょうご人材育成プロジェクトの例)

【地域再生計画の作成方法(ポイント集)】

・地方創生推進交付金を活用する場合の地域再生計画は、地方創生推進交付金に係る実施計画と記載事項・記載内容を可能な限り統一することで、**ほとんどの項目について、当該実施計画からの転記で足りる**ように調整

・地域再生計画の記載事項のうち、地方創生推進交付金に係る事項については、本ポイント集を参考に、地方創生推進交付金にかかる実施計画から転記 など



内閣府地方創生推進事務局作成のポイント集(抜粋)

【地域再生計画(抜粋)】 実施計画から転記

事業の内容

都市近郊に立地しながら、ひょうご5国(摂津・播磨・但馬・丹波・淡路)の多様な気候風土や歴史・食文化のもとで特色ある農林水産物が生産され、神戸ビーフ、丹波黒大豆、淡路島たまねぎ、酒米「山田錦」、ズワイガニ等全国的にも有名なブランド産物を産出しているが、高齢化等により担い手が不足しているため、新規就農・就業者をはじめ、企業参入も含めた多様な担い手の創出・育成により、農山漁村の維持発展と豊かな食を県内のみならず、全国へ供給し、「食材の宝庫ひょうご」として将来に渡り持続可能な食料供給基地としての役割を担う。

1 農業分野の人材確保及び育成

- (1) 県外からの就農希望者を確保するため、出張相談会、説明会等の開催による東京及び大阪での就農サポートを実施
- (2) 雇用就農希望者に対して、経営者とのマッチングや研修受入の支援を実施
- (3) 幅広い世代をターゲットに農業後継者の確保を図るため、サラリーマン等が現在の職業を続けながら農業の基礎知識を習得できる講座を開催


支障の内容

- ・ほとんどの項目を転記で作成 = 計画の内容が重複している
(なお、転記ですべてが解決されるわけではない)
- ・地域再生計画・実施計画の提出先・時期が異なり、類似の計画を2度申請する必要。

【具体例】事業ごとに複数の計画を作成 (地方創生推進交付金)

同一の地方版総合戦略に基づく施策であるにも関わらず、事業ごとに複数の地域再生計画・交付金実施計画を策定している。
申請時点では12件の計画を作成

【兵庫県の地方創生推進交付金(令和3年度)の場合】

地方版総合戦略	地域再生計画	交付金実施計画
<p>兵庫県地域創生戦略 2020-2024</p>  <p>(令和2年3月策定) 兵庫県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとの将来を担う人材育成・雇用創出プロジェクト ・ひょうごふるさと次代継承プロジェクト ・観光資源の多様性を活かした着地型観光プロジェクト <small>申請のみ・不採択</small> ・スタートアップ・エコシステム拠点形成プロジェクト <small>申請のみ・不採択</small> ・次代の農林水産業を担うひょうご人材創出プロジェクト ・新規需要の開拓を生産力強化による持続可能な農畜水産業展開プロジェクト 	<p>同左(6件)</p>

制度要綱第6に従い、同一の事業と見なせる範囲で計画を作成

令和3年度は6件の事業を申請したが、継続案件を含めると18件の事業が同時進行

R3不採択を含む申請ベース


【具体例】事業ごとに複数の計画を作成

(地方創生拠点整備交付金)

地方創生拠点整備交付金においても同様。明らかに同趣旨の案件であっても、拠点ごとに個別に計画を策定している場合もある(動物愛護による交流拠点整備事業)。

申請時点では12件の計画を作成

【兵庫県の地方創生拠点整備交付金(令和2年度3次補正)の場合】

地方版総合戦略	地域再生計画	施設整備計画
<p>兵庫県地域創生戦略 2020-2024</p>  <p>(令和2年3月策定) 兵庫県</p>	<ul style="list-style-type: none">・防災人材育成拠点整備事業 申請のみ・不採択・動物愛護による交流拠点整備事業(三木支所)・動物愛護による交流拠点整備事業(淡路支所)・動物愛護による交流拠点整備事業(但馬支所)・姫路港旅客ターミナルリニューアル事業・県立弓道場活性化事業	<p>同左(6件)</p>

計画作成に関する多大な負担

推進交付金が6件、拠点整備交付金が6件のため、12件 × 2 = 24件の計画申請が必要)。事業所管部局及び財政当局とは別に、エリア別・担当部局別に10名の職員を動員し、12月下旬の事前相談から、翌1月下旬の提出期限までの約1ヶ月間、手続に従事。

求める措置・期待される効果

地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生推進交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。

H28年度提案募集において、下記の理由により適当でないと言われたが、**県内市町からの要請が多く、改めて提案**するもの。なお、その際に提案した**地域再生計画と交付金実施計画の一本化も事務簡素化に有効**と考える。

【平成28年度二次回答】

地方創生推進交付金は地域再生法に基づく法律補助であるため、これを活用する場合には、具体的な事業の内容や当該事業の推進のために活用する支援措置等を盛り込んだ地域再生計画を、法に基づき作成し、内閣総理大臣の認定を受けることが必要である。

他方、地方版総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方公共団体自身が地方創生に向けた今後5か年の目標、施策の基本的方向性等を示すものであり、内閣総理大臣の認定は不要となっている。

したがって、両者の性質の違いや地域再生制度の趣旨に鑑みて、地域再生計画を地方版総合戦略により代替することは適当ではない。

地域再生計画と交付金実施計画の一本化については、各年度の事業費等、事業の詳細を記載した計画を認定することになるため、各年度の事業費等に変更が生じた場合に逐一認定申請が必要となり、かえって事務負担は増大することとなる。

上記が不可能な場合は、現行の**地域再生計画や交付金実施計画の記載内容を簡素化**するとともに、複数の事業がある場合は**包括的な計画での認定**を可能とすること。

期待される効果

計画認定や交付金申請に伴う地方公共団体の負担が軽減され、**行政の効率化**につながるとともに、交付金という性格に適した、地方に**裁量のある執行**が可能となる。

地域再生計画簡素化のイメージ 【内容の簡素化】

(次代の農林水産業を担うひょうご人材育成プロジェクトの例)

【簡素化前(現行)】

事業の内容

都市近郊に立地しながら、ひょうご5国(摂津・播磨・但馬・丹波・淡路)の多様な気候風土や歴史・食文化のもとで特色ある農林水産物が生産され、神戸ビーフ、丹波黒大豆、淡路島たまねぎ、酒米「山田錦」、ズワイガニ等全国的にも有名なブランド産品を産出しているが、高齢化等により担い手が不足しているため、新規就農・就業者をはじめ、企業参入も含めた多様な担い手の創出・育成により、農山漁村の維持発展と豊かな食を県内のみならず、全国へ供給し、「食材の宝庫ひょうご」として将来に渡り持続可能な食料供給基地としての役割を担う。

1 農業分野の人材確保及び育成

- (1) 県外からの就農希望者を確保するため、出張相談会、説明会等の開催による東京及び大阪での就農サポートを実施
- (2) 雇用就農希望者に対して、経営者とのマッチングや研修受入の支援を実施
- (3) 幅広い世代をターゲットに農業後継者の確保を図るため、サラリーマン等が現在の職業を続けながら農業の基礎知識を習得できる講座を開催
- (4) 企業の農業分野への参入推進のため、農業生産技術の習得や新商品開発、販路開拓等の支援を実施
- (5) 集落営農組織の後継者の育成を目的とした研修会等を実施
- (6) 市町・JA等が新規就農者や農業法人等の園芸施設や農業機械等の設備投資の負担を軽減するためのリース制度を実施

2 林業分野の人材確保及び育成

専修学校兵庫県立森林大学校において、森林整備の即戦力かつ次代の森林管理のリーダーを養成するとともに、地域と連携し、多自然の活性化にも貢献する人材を育成

...

契約単位の事業で詳細に記載

【簡素化後(イメージ)】

事業の内容

・農林水産業の担い手育成
兵庫の農林水産業の新たな担い手を確保するとともに、新規参入者の地域への定着や安定的な経営を支援する。
あわせて、集落営農組織や法人経営体の育成、農林水産業への企業参入を促進し、地域での雇用を創出する。

【具体的な取組】

- ・地域ぐるみでの新たな担い手の確保・育成
- ・大規模経営体の育成や法人化、企業の参入支援による新規雇用の創出 等

総合戦略からの転記、想定事業の記載により対応

簡素化により、実質的に総合戦略の記載内容と同一になることから、総合戦略を地域再生計画に位置付けられればベター。

地域再生計画を残す場合は、上記のとおり内容を簡素化することで、複数の計画の統合もしやすくなる。

地域再生計画簡素化のイメージ 【複数計画の統合】

(令和3年度の兵庫県事業の例)

現 行	包括化後(イメージ)
<ul style="list-style-type: none">・ふるさとの将来を担う人材育成・雇用創出プロジェクト・ひょうごふるさと次代継承プロジェクト・観光資源の多様性を活かした着地型観光プロジェクト・スタートアップ・エコシステム拠点形成プロジェクト・次代の農林水産業を担うひょうご人材創出プロジェクト・新規需要の開拓を生産力強化による持続可能な農畜水産業展開プロジェクト	<p>・<u>兵庫県まち・ひと・しごと再生計画(仮称)</u> ＜複数事業を包括的に認定＞</p>

1事業あたりの交付上限金額を撤廃することで、複数の地域再生計画の統合を可能とする
(都道府県の場合、先駆的3億円、横展開1億円)

企業版ふるさと納税と同様、包括的な計画・個別事業の計画いずれも可能とする

その他、企業版ふるさと納税に準じ、総合戦略からのKPI転記や事業費の記載省略も可能とする

実施計画・施設整備計画の簡素化イメージ 【内容の簡素化】

(次代の農林水産業を担うひょうご人材育成プロジェクトの例)

【簡素化前のソフト事業経費内訳】

1 農業人材の確保・育成

(1) 新規就業者確保育成加速化推進費

・ひょうごde就農サポート出張相談会、説明会、就農ツアー受入地との調整及び初年度実施に要する費用 2,214千円

・ひょうごの農トライアルのための研修受入農業経営者の選定、研修生募集及びマッチングのうえ研修の試験的实施に要する費用 15,683千円(実施主体:(一社)農業会議 補助)

(2) 新規就農駅前講座に係る農業の一般的知識、土づくり等基礎技術の講義に要する費用 1,360千円(実施主体:(公社)兵庫みどり公社 補助)

(3) 企業の農業分野参入推進費用

・参入定着支援(生産技術、経営ノウハウ習得、新商品開発、販路開拓等) 3,000千円

・経営力向上支援(新品目試験栽培、栽培指導者育成、営農モデル開発等) 1,500千円(事業主体:企業 補助)

(4) 集落営農組織育成総合対策費

・後継者育成を図る集落営農組織のリストアップ、研修会の初年度実施費用 2,160千円(事業主体:(一社)兵庫県農業会議 補助)

(5) 新規就農者等の初期投資軽減

・JA、市町等に対し、新規就農者等に対する園芸施設等のリース経費補助 84,083千円(実施主体:JA、市町等 補助)

(リース利用者:新規就農者、農業法人、定年帰農者等)

2 林業人材の確保・育成

...

3 漁業人材の確保・育成

...

【簡素化後(イメージ)】

1 農業人材の確保・育成 110,000千円

・地域ぐるみでの新たな担い手の確保・育成
・大規模経営体の育成や法人化、企業の参入支援による新規雇用の創出 等

2 林業人材の確保・育成 40,000千円

...

3 漁業人材の確保・育成 50,000千円

...

左の例で(1)～(5)に記載している「契約単位」の項目を大括り化し、金額は合計額で記載 2年目以降の計画も同様

地域再生計画と同様に、実施内容は想定事業例を記載 趣旨に反しない計画変更を減らすとともに、地方の裁量を確保

地域再生計画と同様に、上記のとおり内容を簡素化することで、複数の計画の統合もしやすくなる

実施計画・施設整備計画の簡素化イメージ 【計画を兼ねる】

現状、地域再生計画の大半を実施計画・施設整備計画からの転記で対応

実務上は「地域再生計画**“兼”**実施計画/施設整備計画」としても支障はない

〔例：初年度に両計画を兼ねて提出し、地域再生計画を複数年で認定の上、2年目以降は実施計画独自部分（事業費等）のみ提出するなど〕

地域再生記載項目	転記対応
1 地域再生計画の名称	
2 地域再生計画の作成主体の名称	
3 地域再生計画の区域	-
4 地域再生計画の目標 4 - 1 地方創生の実現における構造的な課題 4 - 2 地方創生として目指す将来像【概要】・【数値目標】	
5 地域再生を図るために行う事業 5 - 1 全体の概要 5 - 2 第5章の特別の措置を適用して行う事業 事業主体、事業の名称、事業の内容、事業が先導的であると認められる理由、事業の実施状況に関する客観的な指標(KPI)、評価の方法、時期及び体制、交付対象事業に要する経費、事業実施期間、その他必要な事項	は除く
6 計画期間	-
7 目標の達成状況に係る評価に関する事項	

(参考) 企業版ふるさと納税の簡素化事例

個別の事業ごとの認定から「包括的な認定」とし、地域再生計画の記載事項を抜本的に簡素化

	簡素化前	簡素化後
概要	地方公共団体が、寄附を活用する個別事業ごとに地域再生計画を作成し、国が認定。 認定段階で個別事業を特定。	地方公共団体が地域再生計画に記載する事業を大括り化(ひとまとめの計画と)し、 国が包括的に認定 。 事後報告で個別充当事業を特定。
18 計画の記載事項	個別事業の特定に必要な内容を記載。 ・目標(地域の現状、課題、目標・KPI) ・事業(名称、区分、内容(年度ごと)、地方版総合戦略での位置付け、KPI、事業費、寄附見込み、PDCA、期間)等 (参考)地域再生計画等の文量6～10ページ程度	抜本的に簡素化。 ・「目標」は、地方版総合戦略の内容の転記で可。 ・「事業内容」は大括り化した事業とし、想定事業例を記載。(具体的な事業内容は地方版総合戦略のとおり) ・「KPI」は、地方版総合戦略の基本目標の転記で可。 ・「事業費」の記載は不要。 ・事業の実施と寄附の受領を適切に管理するため、新たに「寄附の金額の目安」を記載。 (参考)地域再生計画等の文量2～3ページ程度
認定審査	法第5条第15項に基づき審査。 ・地域再生基本方針に適合 ・地域再生の実現に相当程度寄与 ・円滑かつ確実な実施が見込まれること	同左
変更手続	新たに個別事業に寄附を充当する場合や年度ごとの事業内容等を変更する場合は、都度認定が必要。	基本的に不要
事後報告・確認等	個別事業ごとに事業費と寄附額を報告。 寄附額が事業費の範囲内であることを確認。	毎年度、個別充当事業ごとに事業費、寄附額、地方版総合戦略に基づくことを報告。 充当事業が大括り化した事業に含まれること、寄附額が事業費の範囲内であることを確認。

地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画に係る事務の見直し

地方創生推進交付金実施計画と地域再生計画の

重複事項の省略化

窓口の一本化

を求める。

地方創生推進交付金による事業を実施する場合は、地方創生推進交付金実施計画と地域再生計画の2つの計画が必要だが、記載内容が重複している、窓口が分かれている等問題がある。



< 地域再生計画の記載事項 >

地方創生推進交付金実施計画と重複する記載'。赤字（下線は転記ツール他で転記できない部分）

1 地域再生計画の名称

2 地域再生計画の作成主体の名称

3 地域再生計画の区域

4 地域再生計画の目標

4 - 1 地方創生の実現における構造的な課題

4 - 2 地方創生として目指す将来像

【概要】

【数値目標】

5 地域再生を図るために行う事業

5 - 1 全体の概要

5 - 2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

事業主体

事業の名称

事業の内容

事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

【官民協働】

【地域間連携】

【政策間連携】

事業の実施状況に関する客観的な指標

評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

【外部組織の参画者】

【検証結果の公表の方法】

交付対象事業に要する経費

事業実施期間

その他必要な事項

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 地域再生基本方針に基づく支援措置

5 - 3 - 2 支援措置によらない独自の取組

6 計画期間

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7 - 1 目標の達成状況に係る評価の手法

7 - 2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

7 - 3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

支障

自動転記できるツールがあるが、きちんと転記できているか確認し、転記されない部分は記入が必要。変更の場合はツールも使えない。

地域再生計画の作成方法（ポイント集）【地方創生推進交付金】より

交付金
実施計画

4 地域再生計画の目標 4-1

地域再生計画	作成上の注意
<p>...</p> <p>4 地域再生計画の目標</p> <p>4-1 ④地方創生の実現における構造的な課題</p> <p>A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外製品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。</p> <p>4-2 地方創生として目指す将来像 当該地域における...</p>	<p>④ 『地方創生の実現における構造的な課題』</p> <p>● 以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。 【該当部分】：②交付対象事業の背景・概要</p> <p><A. 地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)> 当該地域における最大の資源である〇〇を活用して、多様な主体と連携しながら新たな〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、〇〇産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。</p> <p><B. 地方創生の実現における構造的な課題> A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外製品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。</p> <p>②交付対象事業の背景・概要(各項目について簡潔に記載)</p> <p><C. 交付対象事業の概要> 本事業は、当県及びb市において、地域の特産である〇〇を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに基づいた〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上、〇〇事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。</p> <p><D. 交付対象事業が構造的な問題の解決に寄与する理由> (略)</p> <p><E. ハード事業(施設整備等事業)とソフト事業との連携による高い相乗効果> (略)</p>

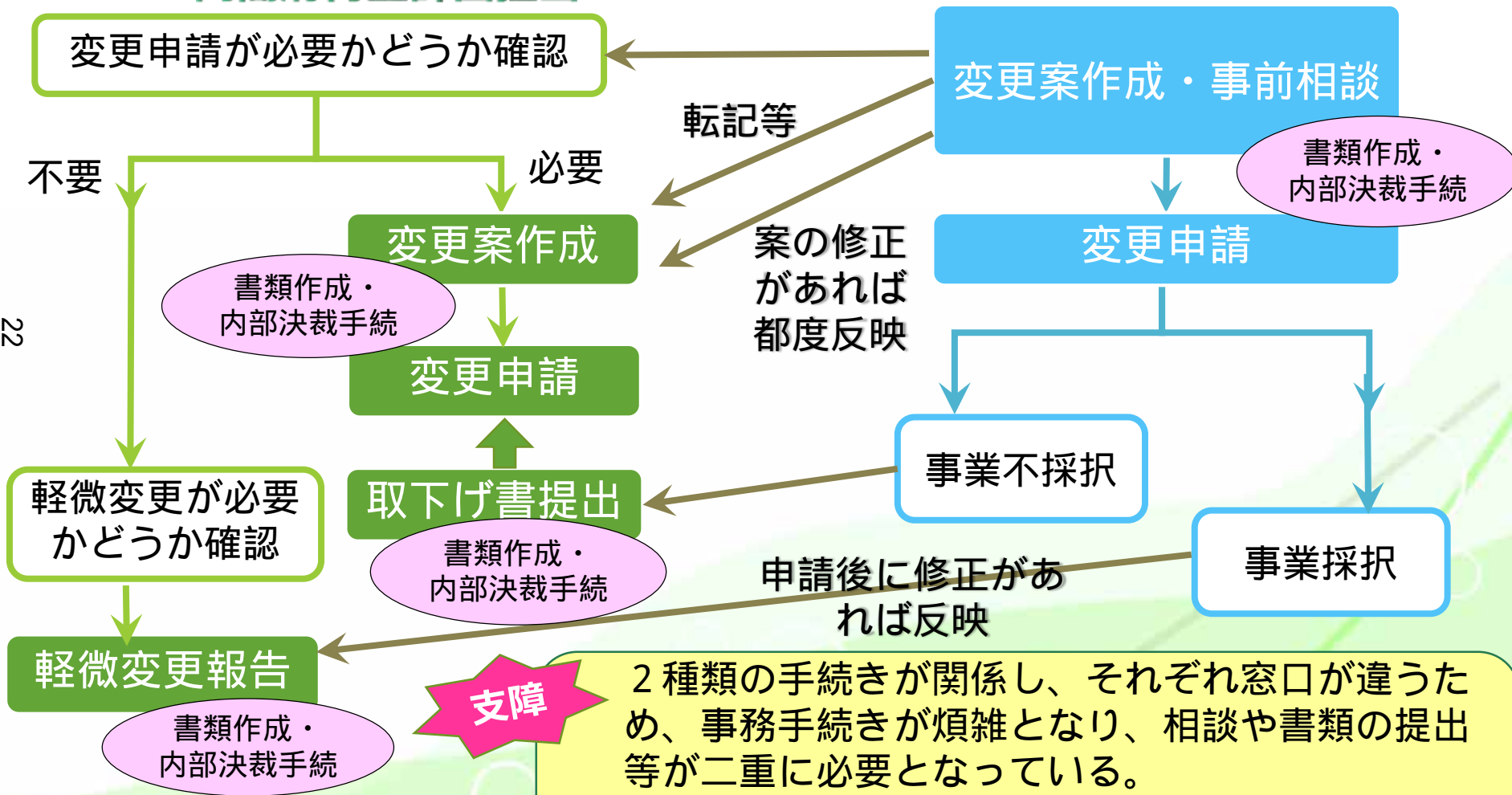
全く同じにする

地域再生計画

内閣府再生計画担当

交付金実施計画

内閣府交付金担当



支障

2種類の手続きが関係し、それぞれ窓口が違うため、事務手続きが煩雑となり、相談や書類の提出等が二重に必要となっている。

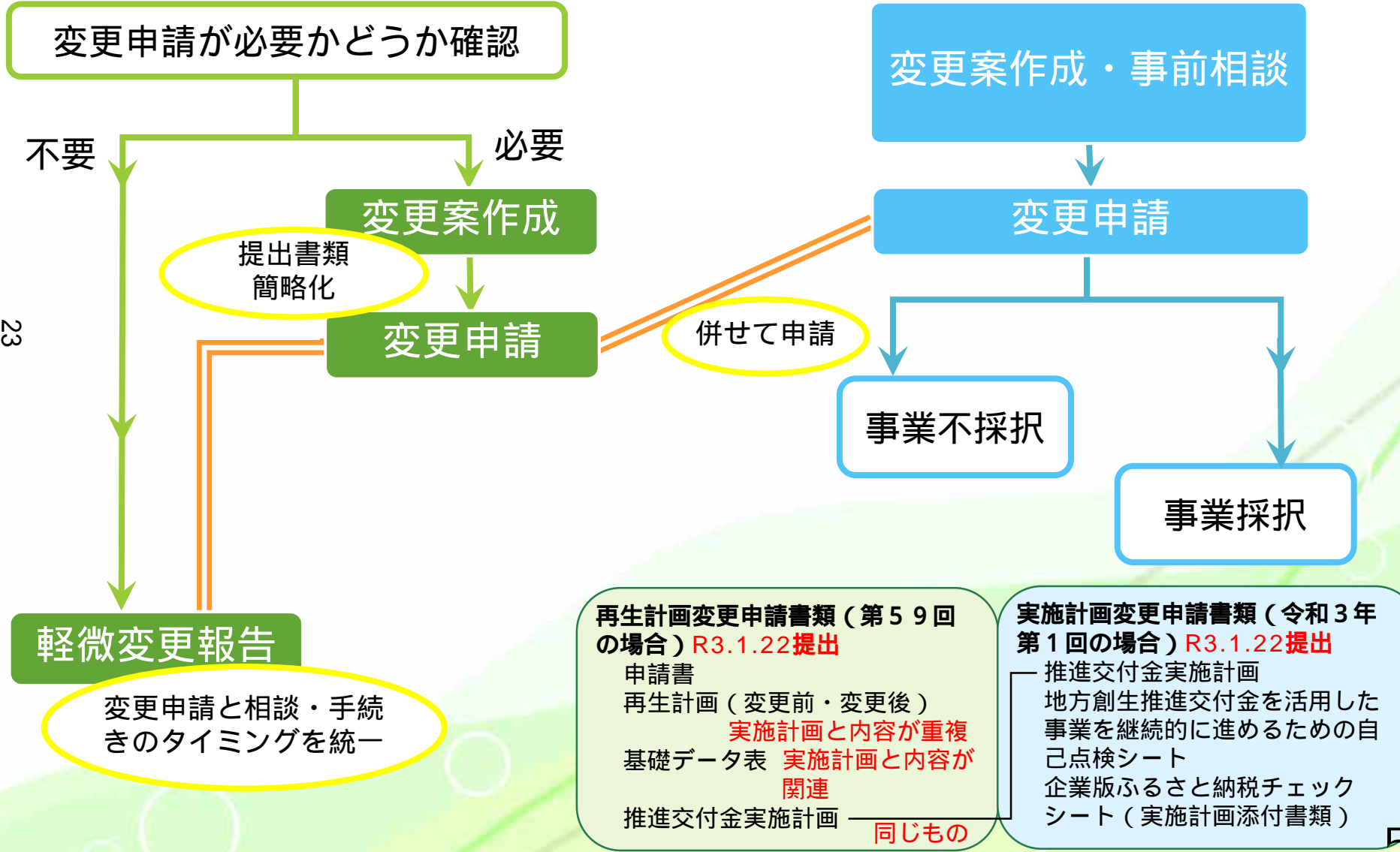
例)実施計画を修正する場合、再生計画の修正作業が必要だが、実施計画の窓口と再生計画の窓口それぞれ連絡し、内容説明をして、それぞれが設定する締切りや様式に対応している。

地方創生推進交付金実施計画 / 地域再生計画 窓口を統一した場合のモデル

岡山県

地域再生計画

交付金実施計画



23

地方創生推進交付金実施計画 / 地域再生計画

提出期限等 (例 令和2年度の場合)

岡山県

年間スケジュール	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
地域再生計画	変更報告				○				○					2
交付金実施計画	随時変更					○				○		○		3
地域再生計画	変更申請	○					○							2
交付金実施計画	変更申請	○					○							2

日程 (昨年度 の場合) 24	12月 22日~ 1月8日	~1月 19日					1月20日 ~22日 15時	1月19日 ~22日 17時
地域再生計画					実施計画を 元に案作成 (添付書類 作成)	関係者で案 の内容を確認	実施計画の 修正を踏ま え修正	提出
交付金実施 計画	事前相談 (市町村分 は県が同 席)	国からの回 答	修正につい て関係者協 議	修正案作成	関係者で修 正案の内容 を確認	関係者から の意見を踏 まえ修正	提出 (県内とり まとめ)	

変更申請、軽微変更は
転記ツールが使えない

【参考(R2)】 交付金実施計画：新規申請3計画、**変更申請7計画**
 地域再生計画：新規申請3計画、**変更申請2計画**、**軽微変更5計画**

支障

変更申請は短期間でそれぞれ申請書類を作成・起案・決裁するため業務負担
 が大きい。スケジュールにずれがあり、変更報告は手続にタイムラグがある。

重複事項の省略

実施計画と地域再生計画の重複する項目を整理する。

例えば、重複する項目は、実施計画に「地域再生計画のとおり」または、地域再生計画に「実施計画のとおり」と記載する。



窓口の一本化

実施計画と地域再生計画の窓口を一つにして相談等を受け付ける。

★重複した計画のスリムアップ

★自治体職員の負担軽減

確認・申請業務の省力・簡略化、変更手続きが不要に

★手続きの遺漏防止

★相談、提出がスムーズに

★事業の促進

事務負担が減れば提案団体(管内市町村)が増加。
職員も事業の企画・実施に注力できる。

